

札幌市公衆浴場法施行条例

〔平成 24 年 10 月 3 日〕
札幌市条例第 47 号

(趣旨)

第 1 条 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通浴場 公衆入浴施設(温湯又は温泉を使用し、多数の男女をそれぞれ一の浴室に同時に入浴させる施設をいう。以下同じ。)であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活においてその健康の保持及び保健衛生の確保に必要不可欠のものとして使用される公衆浴場をいう。
- (2) 福利厚生浴場 国、地方公共団体、社会事業団体その他の団体又は会社等が設置する公衆入浴施設であって、特定人の福祉又は福利厚生を目的とする公衆浴場をいう。
- (3) その他の浴場 普通浴場及び福利厚生浴場以外の公衆浴場をいう。
- (4) 営業者 法第 2 条の 2 第 1 項の営業者をいう。

(設置の場所の配置の基準)

第 3 条 法第 2 条第 3 項に規定する公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公衆浴場を設置しようとする場合(法第 2 条第 1 項に規定する営業の許可(以下「営業許可」という。)に係る公衆浴場の種類(前条第 1 号から第 3 号までに掲げる種類をいう。)を変更して他の種類の公衆浴場にしようとする場合を含む。)は、当該公衆浴場の浴場本屋と既設の普通浴場の浴場本屋との直線による最短距離が 500 メートル以上離れた場所であること。ただし、推定利用者の数、人口密度、土地の状況等を考慮し、市長が住民の健康の保持及び保健衛生の確保に特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 家族風呂(主として同一の世帯に属する者又はこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした温湯又は温泉を用いる形態のその他の浴場をいう。以下同じ。)を設置しようとする場合は、前号本文に定める基準によるほか、その設置により既設の普通浴場の存立に影響を与えないと市長が認める場所であること。

(適用除外)

第4条 前条第1号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 福利厚生浴場を設置しようとする場合
- (2) その他の浴場（家族風呂を除き、当該その他の浴場の入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく公衆浴場の入浴料金の統制額の5倍以上の額であるものに限る。）を設置しようとする場合
- (3) 既設の普通浴場に家族風呂を併設しようとする場合
- (4) 温泉を加温しないで使用する公衆浴場（家族風呂を除く。）で市長が認めるものを設置しようとする場合
- (5) 普通浴場の営業者が、天災、事変、火災その他の事由により、同一の場所に普通浴場を新築し、増築し、又は改築して引き続きこれを経営しようとする場合
- (6) 普通浴場の営業者が生前においてその営業を相続人に譲渡し、当該相続人が引き続き同一の場所で当該普通浴場を経営しようとする場合
- (7) 法人である営業者が解散した後、その法人の解散の際代表者であった者が、引き続き同一の場所で当該公衆浴場を経営しようとする場合
（普通浴場及び福利厚生浴場における措置基準）

第5条 普通浴場及び福利厚生浴場における法第3条第2項に規定する換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「措置基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。
- (2) 夜間においては、適当な照明を行うとともに、停電その他照明事故のために、懐中電灯、非常照明等の予備設備を備えること。
- (3) 浴槽水については、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。
- (4) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合にあっては、次に掲げる保温に関する措置を講ずること。
 - ア サウナ室には温度調節装置及び非常警報装置を、サウナ設備には温度調節装置を備えること。
 - イ サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。
 - ウ サウナ室には、ボイラーを設けないこと。
- (5) 冬季の間、脱衣室に適当な防寒装置を備えること。
- (6) 清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天風呂について、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。
 - イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以

下「連日使用型循環浴槽水」という。)を用いる浴槽は、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

ウ 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

エ ねずみ、衛生害虫等を防除すること。

オ 月1回以上は建具及び全部の窓を開放し、十分乾燥させること。

- (7) 脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えること。ただし、乳児が通常利用しない施設にあっては、この限りでない。
- (8) 脱衣室の床面については、清掃に適する構造とすること。
- (9) 脱衣容器、乳児用寝台等については、衛生保持に適する構造とすること。
- (10) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。
- (11) 浴室及びサウナ室については、汚水が公衆衛生上支障がないように排出されて処理される構造とすること。
- (12) 浴室においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。
- (13) 浴室には、衛生上及び危害予防上適当な洗い場及び浴槽を設け、清潔で衛生的な湯及び冷水を備え付けて、常に入浴者の使用に応ずることができるようにすること。
- (14) 浴室で使用する水については、規則で定める水質基準に適合するよう努めること。
- (15) 洗い場には、適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。
- (16) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。
- (17) 洗い場及び浴槽については、洗浄に適する構造とするとともに、洗い場の床面積が浴槽の大きさに応じた広さを有し、排水に便利な構造とすること。
- (18) 浴槽水については、常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。
- (19) 連日使用型循環浴槽水の取替えについては、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上行うこと。
- (20) 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備(次号において「気泡発生装置等」という。)には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
- (21) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにすること。
- (22) 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第1条第3号の薬湯を使用する場合は、同条の申請書に付記した配合分量を常に維持すること。

- (23) 屋内の浴槽については、配管を通じて露天風呂の浴槽水が混入しない構造とすること。
- (24) 上がり湯については、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。
- (25) 入浴者用の便所については、脱衣室に併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。
- (26) 営業許可に係る構造設備を変更して、公衆衛生上支障を来すおそれがあるものにしないこと。
- (27) 保護を必要とする高齢者、幼児等で適当な保護者がいないものは、入浴させないこと。
- (28) 蒸気パイプ等については、直接入浴者に接触しないようにすること。
- (29) 入浴者用の出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、福利厚生浴場であって、市長が男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものについては、この限りでない。
- (30) 脱衣室、洗い場及び浴槽については、外部から見通しができず、かつ、男子専用のもので女子専用のもとの相互間にも見通しができないようにし、浴槽については、男子浴槽内の湯と女子浴槽内の湯が直接通じないようにすること。
- (31) 12歳以上の男女を混浴させないこと。

(個室を設けるその他の浴場における措置基準)

第6条 個室を設けるその他の浴場(その他の浴場の一部に個室を設けるものの当該個室を設ける部分を含む。)における措置基準は、前条各号(第4号ウ、第13号、第18号、第25号、第29号及び第30号を除く。)に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 個室には、浴槽又はサウナ設備その他の設備のほか、脱衣場及び洗い場を設けること。ただし、浴槽を設けない個室にあっては、シャワー等を設けること。
- (2) 個室には、畳、じゅうたん等を敷き、又はエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。
- (3) 個室には、ポイラーを設けないこと。
- (4) 浴槽水については、入浴者ごとに取り替えること。
- (5) 入浴者の使用に供する衣類については、入浴者ごとに消毒すること。
- (6) 入浴者用の便所を設け、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。
- (7) 入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。
- (8) 個室には、その内部を見通すことができる窓を設け、当該窓以外からは

内部の見通しができないようにし、出入口に鍵を設けないこと。

(9) 個室には、風紀を乱すおそれのある文書、図面その他の物を展示しないこと。

(10) 個室の照明の点滅装置は、当該個室の外に設けること。

(個室を設けないその他の浴場における措置基準)

第7条 個室を設けないその他の浴場における措置基準は、第5条各号(第4号ウ及び第13号を除く。)並びに前条第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第9号に掲げる基準とする。この場合において、第5条第29号ただし書中「福利厚生浴場であって、市長」とあるのは「市長」と、前条第1号中「個室」とあるのは「浴室」と、「脱衣場及び洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第2号、第3号及び第9号中「個室」とあるのは「浴室」とする。

(営業者の責務)

第8条 営業者は、前3条に定めるもののほか、公衆浴場について、適切な衛生管理に努めるとともに、利用者から健康被害(その症状が、当該公衆浴場に起因する、又はその疑いがあるとの医師の診断を受けたものをいう。)に関する情報の提供を受けたときは、速やかに、その旨及び当該情報を市長に報告しなければならない。

(手数料)

第9条 営業許可を受けようとする者は、その申請の際に、1件につき24,500円の手数料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、前項に規定する者からの申請に基づき、同項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、申請事項を変更し、又は申請を取り下げることがあっても、これを還付しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

2 札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表12の項を次のように改める。

12	削除			
----	----	--	--	--